

【死亡牛 BSE 検査の概要】

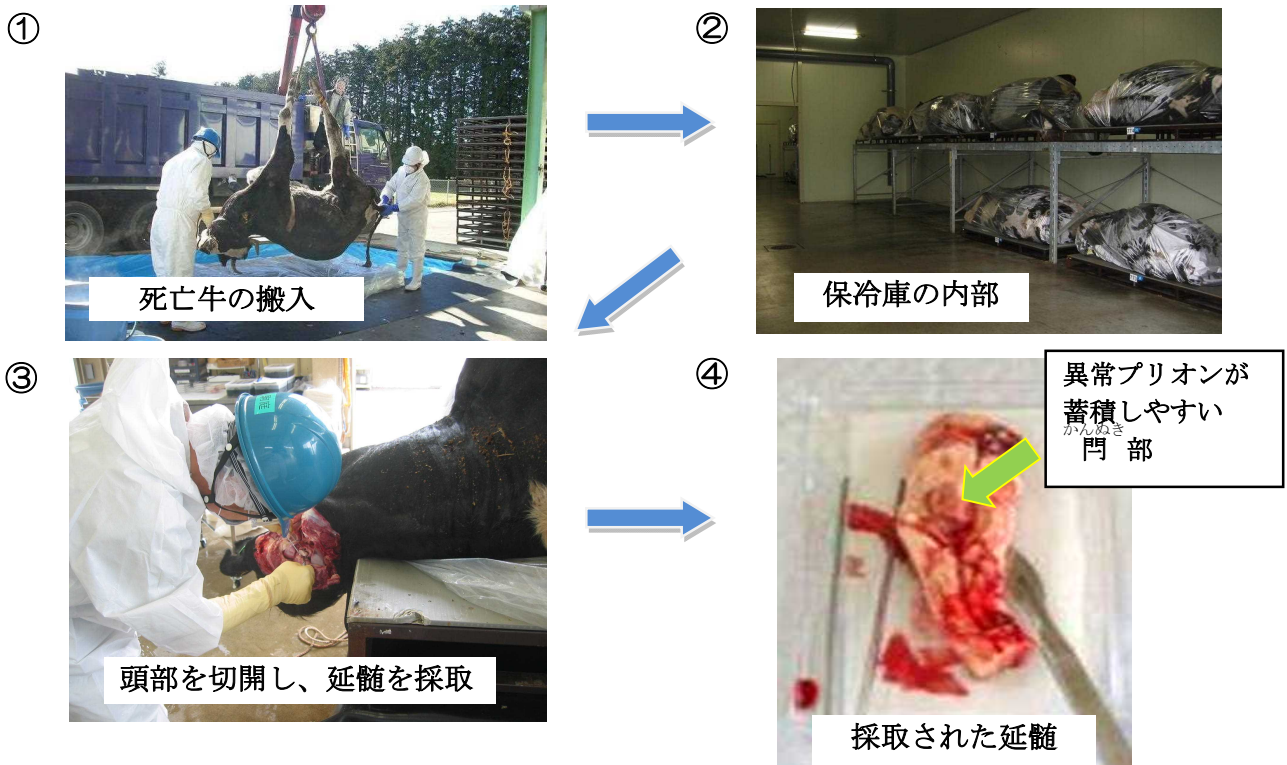
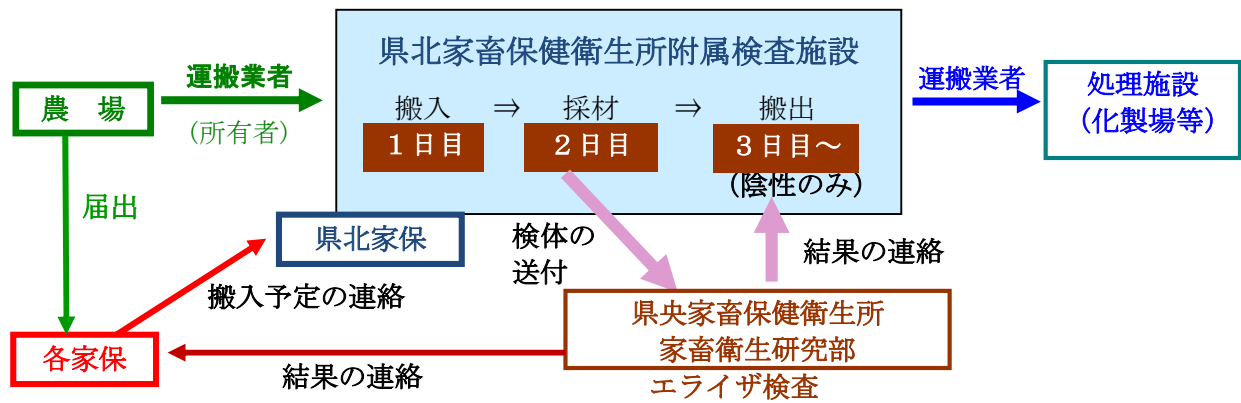
1 目的

我が国では、国内における牛海綿状脳症（BSE）の監視と国際的な評価（ステータス）を維持するため、家畜伝染病予防法（S26 年法律第 166 号）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（H14 年法律第 70 号）により、48 か月齢以上の死亡牛の BSE 検査が義務付けられています。

本県では、平成 15 年度から県北家畜保健衛生所附属検査施設において、検査対象死亡牛の一時保管と検査材料の採取を行っています。

※H27 年 4 月 1 日から、検査対象月齢が 24 か月齢以上から 48 か月齢以上に引き上げ

2 栃木県における死亡牛 BSE 検査の流れ



3 附属検査施設の業務体制

(1) 曜日ごとの業務体制

区 分	業 務 内 容
平日（月曜日から金曜日）	採材・搬入・搬出
土曜日・祝日	搬入のみ（業務委託）
日曜日・年末年始	休業

(2) 附属施設における作業内容

作業区分	作業内容
搬入	検査申請書の受理 → 個体確認・受付 → 保冷库に収容
採材	採材室に移送 → 採材 → 保冷库に収容 → 採材室清掃・器具洗浄等
搬出	保冷库から搬出 → トラックへの積載及び補助事業申請書等の返却 清掃（保冷库、通路、パレット等）

4 検査実績(搬入頭数)

年度	搬入頭数	検査結果	品種別頭数			
			ホルスタイン種	黒毛和種	交雑種	その他
H15	4,799	全頭陰性	4,348	261	173	17
H16	4,348	〃	3,816	283	234	15
H17	4,193	〃	3,764	264	150	15
H18	3,941	〃	3,531	247	153	10
H19	3,604	〃	3,068	299	215	22
H20	3,845	〃	3,308	332	192	13
H21	3,966	〃	3,421	316	212	17
H22	4,597	〃	3,992	393	197	15
H23	5,041	〃	4,246	574	200	21
H24	4,500	〃	3,763	548	154	35
H25	4,299	〃	3,640	506	129	24
H26	3,650	〃	3,109	387	135	19
H27	2,280	〃	2,079	183	4	14
H28	2,353	〃	2,144	194	1	14
H29	2,362	〃	2,149	188	9	16
累計	57,778	全頭陰性	50,378	4,975	2,158	267

5 過去の月別搬入頭数

